

【要支援 1 - 2】

座間市（5級地）

介護保険（訪問介護）のご利用となります。

- (1)基本報酬：利用するサービスごとに定められた額。
- (2)処遇改善加算分：処遇改善加算Ⅰを算定しており、24.5％が上乗せ。

【要支援】

利用回数		単位	利用者負担額		
		基本報酬	1割	2割	3割
1週に1回程度の利用	一月あたり	1,176 単位	1,567 円	3,133 円	4,700 円
1週に2回程度の利用	一月あたり	2,349 単位	3,129 円	6,258 円	9,388 円
上記を超える場合	一月あたり	3,727 単位	4,965 円	9,930 円	14,895 円
▼初回加算：初回訪問時・要支援から要介護変更時・2か月以上サービス提供がなく、再開した場合					
初回加算		200 単位	266 円	533 円	799 円
▼生活機能向上連携加算：リハビリテーション事業所等と連携し、生活機能向上を目的とした計画に基づく訪問介護を行う場合					
生活機能向上連携加算Ⅱ		200 単位	評価を共同で行った上で作成した計画書に基づき、訪問介護を実施した場合		
生活機能向上連携加算Ⅰ		100 単位	助言に基づいた計画作成をし、訪問介護を実施した場合		

▼割増について：サービスを利用する時間帯により基本報酬が割増されます。

- 早朝(6:00~8:00)・夜間(18:00~22:00)：基本報酬に25％上乗せ
- 深夜(22:00~6:00)：基本報酬に50％上乗せ
- 2人派遣：基本報酬に100％上乗せ

▼キャンセル料：2,000円（自費・税込） ご利用予定のサービスをキャンセルされる際は速やかに事業所までご連絡ください。ご連絡なしの場合にはキャンセル料がかかりますのでご注意ください。

▼交通費・有料駐車場：営業地域内、営業地域外ともに交通費は請求致しません。

▼通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は実費相当を請求致します。

〈利用者負担額の計算方法〉

地域加算：座間市 = 5 級地 10.70

(基本報酬 + 処遇改善加算) × 10.70 × 利用者負担割合 = 利用者負担額

※システム上、多少の誤差が出ます